

社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議設置要綱

令和5年2月27日制定

4 財経総第2309号

(名称)

第1条 本会は、社会的責任に配慮した調達に係る有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 「未来の東京」戦略においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目線の取組を、都庁から世界に広げ、持続可能な社会に貢献することが掲げられている。

こうした中、都は公共調達を通じて、SDGsの理念を踏まえた社会的責任を果たすための指針（「(仮称)社会的責任に配慮した調達指針」。以下「調達指針」という。）の策定を新たに検討することとしている。

有識者会議は、持続可能性に関わる社会的潮流や、都政が直面する課題及び都の調達の実態等を踏まえ、指針策定に向けた方向性について有識者より意見の聴取を行うことを目的に設置する。

(検討事項)

第3条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- 一 調達指針策定に向けた方向性に関すること
- 二 その他上記に関連した必要な事項

(組織)

第4条 有識者会議は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 有識者会議には座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 委員又は第7条の規定により会議に出席した委員以外の者に対し、謝礼金を支払うことができる。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 有識者会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、財務局長が指名する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、構成する部会員の互選により選任する。

4 部会長は、部会を総括する。

(意見の聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(有識者会議の公開)

第8条 有識者会議及び有識者会議の資料は原則公開とする。なお、議事録については、有識者会議の終了後に作成し、後日公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(オンラインによる会議)

第9条 感染症のまん延防止等の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

(守秘義務)

第10条 委員又は第7条の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議に関連して知りえた情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 有識者会議の庶務は、財務局経理部総務課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。